

○岩手県警察無線通信の運用に関する訓令

昭和 63 年 3 月 17 日

警察本部訓令第 7 号

訓令の概要

この訓令は、警察無線通話要則（昭和 40 年警察庁訓令第 3 号）その他別に定めるもののほか、岩手県警察における無線通信の適正かつ能率的な運用に関し、必要な事項を定めたもの。